

## 平成23年第4回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成23年12月19日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第59号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第60号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 3 議案第61号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 4 議案第62号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第 5 議案第63号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第64号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第 7 発議第 8号 中頓別町総合計画の策定等に関する条例の制定について
- 第 8 発議第 9号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書（案）
- 第 9 同意第 4号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第10 閉会中の継続調査申出について

### ○出席議員（8名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君  | 2番 細谷久雄君  |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君  |
| 7番 柳澤雅宏君  | 8番 村山義明君  |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 町 長                  | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 長                | 米 屋 彰 一 君 |
| 総 務 課 長              | 遠 藤 義 一 君 |
| 総 務 課 主 幹            | 神 成 和 弘 君 |
| ま ち づ ぐ り<br>推 進 課 長 | 小 林 生 吉 君 |
| 産 業 建 設 課 長          | 中 原 直 樹 君 |
| 産 業 建 設 課 参 事        | 小 林 嘉 仁 君 |
| 産 業 建 設 課 主 幹        | 山 内 功 君   |
| 産 業 建 設 課 主 幹        | 平 中 敏 志 君 |
| 保 健 福 祉 課 長          | 石 川 篤 君   |

保健福祉課主幹	吉田智一君
教育次長	青木彰君
会計管理者	高井秀一君
国保病院事務長	柴田弘君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前10時00分）

◎議案第59号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第59号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第59号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例につきまして、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第59号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

まず最初に、改正の要旨についてご説明をいたします。23ページをごらんいただきたいと思います。今回の改正は、厳しい経済状況及び雇用情勢に対応した税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年6月30日に交付されたことに伴い、町税条例においても改正が必要になったため改正をするものであります。

1点目といたしましては、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税の不申告の場合の過料規定が強化され、過料の上限額が3万円から10万円に改正されるものであります。

2点目は、寄附金税制におきまして特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、市町村条例で規定することにより市町村民税の減税控除対象とする改正で、当町におきましては特定非営利活動法人中頓別森林療法研究会がその対象となるものであります。

3点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る所得税の課税の特例に関する規定で、免税対象飼育牛の売却頭数が1,500頭を超える部分の所得を免税対象から除外する見直しを行った上、適用期限を平成27年度まで延長するというものであります。

具体的な内容につきましては、新旧対照表によって説明をいたします。11ページをごらんいただきたいと思います。第26条では、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定で、金額を3万円から10万円に改正するものであります。

第34条の7では、寄附金税額控除に関する規定で、第1項において地方税法の改正に伴う控除内容の規定の改正であります。第1号における別表1、19ページをちょっとごらんいただきたいのですが、別表1は19ページに記載のとおり寄附金区分の欄において本条例の号の変更及び第2号における別表2では新たに特定非営利活動法人中頓別森林療

法研究会を追加し、規定するところであります。

12ページに戻っていただきまして、第36条の2では町民税の申告に関する規定で、第1項において本条例第34条の7の改正に伴い条項内容を追加し、第6項で控除を受けられる場合の申告の提出規定を追加するものであります。

第36条の3第2項では、ここについては文言の改正であります。

第36条の4では、第36条の2の改正に伴い、規定条項の改正と過料を3万円から10万円に改正する規定としたところであります。

第53条の10も同様の改正であります。

第61条第9項及び第10項では、法律条項の改正に伴う改正規定であります。

第65条、次ページの第75条、第88条では、過料額の改正に伴う変更であります。

第100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料規定並びに第105条の2、鉱産税に係る不申告に関する過料規定を新規に規定したところであります。

第107条及び第133条では過料額の規定を3万円から10万円に改正、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の規定を第139条の2に新たに規定し、特別土地保有税の減免規定の条を1条繰り下げるべく139条の3と改定したところであります。また、附則条項の改正については、寄附金税額控除における特例控除の特例を規定した第7条の4は、法並びに条例の改正に伴い全面改正をしたところであります。

第8条では、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定で、期限を平成27年度まで延長する改正と法改正に伴う条項、文言等の改正を行ったところであります。

また、第10条の2以降の改正内容につきましては、本条例第34条の7第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の改定に伴い、それぞれ条文を改正したところであります。

別表第1、条例第34条の7第1項第1号関係及び別表第2、条例34条の7第1項第2号関係につきましては、先ほど説明をいたしましたので省略をいたします。

続きまして、第2条関係であります。20ページにおける中頓別町税条例の一部を改正する条例の改正内容ですが、附則第2条、個人の町民税に係る経過措置、第6項では今回第1条における改正により条項の内容変更に伴う改正と地方税法等の一部を改正する法律の改正により第2条第10項、第17項及び第22項において上場株式等の配当所得及び上場株式等の譲渡所得等に対する軽減税率の特例がそれぞれ2年間延長されたことに伴い、改正するものであります。

続きまして、第3条による改正ですが、22ページになります。附則第1条第1項第4号の規定及び第2条第6項の改正は、上場株式等の改正に伴い軽減税率の特例が2年間延長されたことに伴うものであります。

それでは、8ページに戻っていただきまして、附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)、第1条中町税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第151条第1項の改正規定並びに附則第5条の規定につきましては、公布の日から起算して2カ月を経過した日とする。

(2)、第1条中町税条例第36条の2の改正規定及び同条例第36条の4第1項の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定につきましては平成24年1月1日、第1条中町税条例附則第8条の改正規定及び次条第5項の規定につきましては平成25年1月1日、第1条中町税条例附則第10条の2第4項の改正規定につきましては高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行日とするものであります。

町民税に関する経過措置規定につきましては、第2条第1項から第5項でそれぞれ規定をさせていただきました。

固定資産税に関する経過措置規定につきましては第3条第1項及び第2項で規定、中頓別町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置規定につきましては第4条で、罰則に関する経過措置規定を第5条でそれぞれ規定させていただいたところであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番(本多夕紀江君) 過料の上限額を3万円から10万円に改正するというところについて伺います。

今までこのような過料の適用の例はあったのかどうか、それから過料の額は情状により町長が定めるとなっていますけれども、どのような場合に上限の10万円が適用されるのか伺います。

○議長(村山義明君) 遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤義一君) 当町では、過料の規定を適用した部分については、私が知っている範疇では今までございません。

それと、10万円の上限額についてどういう場合かということでもありますけれども、これにつきましては国のほうの法律の中でもそれぞれ定められておりますので、町も当然それにあわせた形の中で対応せざるを得ないということですので、それぞれの対象になる事案が出たときにその内容について協議をさせていただき、決定をしていくことになろうかというふうに思います。

○議長(村山義明君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第59号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第60号

○議長(村山義明君) 日程第2、議案第60号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第60号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤義一君) 議案第60号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

平成23年度中頓別町一般会計補正予算。

平成23年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,363万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,196万円とする。

第2条では、繰越明許で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

第4条は、地方債の補正で、地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

4ページをごらんください。第2表、繰越明許費、8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、中頓別弥生線改良舗装整備事業、事業費1,501万円。

第3表、債務負担行為、今回の債務負担行為は新規で、事項、農業経営基盤強化資金に対する利子助成、期間、平成23年度から平成43年度までの21年間であります。限度額、借入金8,100万円に対する利率0.28%の年賦利子であります。

事項、大家畜特別支援資金に対する利子補給、期間、平成23年度から平成48年度ま

での26年間であります。限度額、借入金5,765万6,000円に対する利率0.18%の年賦利子であります。

第4表、地方債補正では変更で、過疎対策事業債において森林管理道弥生線開設事業並びに中頓別弥生線改良舗装整備事業において事業費の確定に伴う限度額の変更と新たに過疎地域自立促進特別事業、ソフト事業において新規に設定するもので、変更前の限度額5,430万円を変更後の限度額として1億2,960万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

起債の目的、臨時財政対策債では限度額の変更で、変更前の限度額1億163万5,000円を変更後の限度額1億2,014万2,000円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更はありません。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。11ページであります。1款議会費、1項1目議会費では、既定額に16万6,000円を追加し、5,227万6,000円とするもので、10節において議長交際費の不足が見込まれることから3万円を追加、13節では臨時会等による会議時間の増に伴い、会議録調製委託料として13万6,000円を追加するものであります。

2款総務費、1項1目一般管理費では、既定額に12万9,000円を追加し、3億8,871万9,000円とするもので、内容といたしましては19節において道派遣職員の赴任旅費における町負担金12万9,000円を新たに計上したところであります。

2目財政管理費では、補正額はありますが、11節で消耗品27万9,000円の減額を18節で出納室用の保管庫3台の購入分として27万9,000円を新たに計上したところであります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、既定額に305万3,000円を追加し、1億7,346万6,000円とするもので、19節で平成22年度療養給付費市町村負担金確定により後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金として305万3,000円を追加、3目国民年金費では既定額に14万7,000円を追加し、21万9,000円とするもので、18節において年金ネット用パソコンとプリンターの購入費を新たに計上したところであります。

2項児童福祉費、5目保育所費では、既定額に54万1,000円を追加し、1,142万8,000円とするもので、18節において長年使用してきました除雪機が修理困難な状況となったため、今回購入費を新たに計上させていただいたところであります。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に3万9,000円を追加計上し、8,706万4,000円とするもので、19節において農業経営基盤強化資金利子助成金として3万9,000円を追加したところであります。

3目畜産業費では、既定額に1万円を追加し、2億1,242万円とするもので、19節において大家畜特別支援資金利子補給補助金1万円を新たに計上したところであります。

4目有害鳥獣では、既定額に18万円を追加し、204万6,000円とするもので、

8節において年度当初エゾシカの捕獲頭数を150頭と見込んでおりましたが、狩猟者のご協力により当初見込みを上回る捕獲が見込まれることから今回30頭分、18万円を追加するものであります。

2項林業費、2目林道費では、既定額より503万円を減額し、4,183万9,000円とするもので、各事業費の確定に伴い、13節で27万1,000円の減額、15節で472万円の減額となったところであります。また、19節では北海道治山林道協会費において3万9,000円の残が出ることから、減額補正をさせていただいたところであります。

続きまして、7款商工費、1項商工費、2目観光費では、補正額はありますが、鍾乳洞環境保全事業で予定しておりました新洞窟整備について、新洞窟付近の地盤が軟弱、表流水、地下水の変化等による新洞への影響などの施工条件の特殊性などにより降雪期までの施工が困難となることが判明したことにより事業内容の変更を余儀なくされたため、11節で地域再生事業修繕費として新洞窟修繕料320万円を減額し、ジオパーク構想書やリーフレットの印刷費140万円を追加、12節では鍾乳洞における観光資源としてのPR強化のための専用ホームページの作成手数料40万円を新たに計上させていただきました。13節では、新洞窟整備設計のための設計委託料140万円を新たに計上させていただきましたところであり、本件につきましては、別表で予算資料が提出されておりますので、ご確認をいただければと思います。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、既定額に1,501万円を追加し、1億1,218万3,000円とするもので、国における公共事業に対する5%執行留保の解除に伴う社会資本整備総合交付金の追加事業が認められたことにより、中頓別弥生線改良舗装整備事業費として1,501万円を15節で追加計上させていただいたところであります。

9款消防費、1項消防費、1目消防費では、既定額より335万6,000円を減額し、1億2,592万4,000円とするもので、内訳明細は次ページをごらんいただきたいと思います。消防費、消防支署費、4節共済費で70万3,000円を減額しております。内容につきましては、中途退職者があったことにより共済組合負担金並びに追加費用負担金をそれぞれ減額としたところであります。9節旅費では、同じく中途退職者があったことにより救急救命士の旭川赤十字病院並びに札幌医科大学病院での実習旅費として予算計上していた部分について減額をすところであり、特別旅費につきましては、予算精査による減額分2万6,000円であります。11節需用費では26万8,000円を追加したところでありまして、内容といたしましては修繕費で通信設備の一部である119番受信録音装置が故障したことによる修理費として9万円を追加したところであります。また、職員制服費でありますけれども、平成24年度に新規採用を予定している職員に係る消防職員用の制服、活動服等合わせて17万8,000円を追加計上させていただいたところであります。13節委託料では16万9,000円の減額で、B型肝炎検査委託料



で抗原抗体検査の結果、ワクチン接種が2名で済んだことにより5万9,000円を減額、あわせまして救命士感染性ウイルス予防接種につきましても同様でありまして、2名の予防接種で済んだことにより11万円の減額となったところであります。18節備品購入費では、平成24年度新規採用職員に係る防火衣の購入費15万1,000円を追加、消防用ホース購入に伴う見積り合わせにより7,000円の減額となったところであります。19節、消防本部費では267万7,000円の減額となっており、充当財源として前年度繰越金で194万円、公有自動車共済金21万2,000円、住宅使用料39万8,000円が南宗谷消防組合会計の歳入に繰り入れられたことによる減額補正となったところであります。

消防施設費では、15節工事請負費で小頓別消防サイレン交換工事での入札減により2万4,000円の減額。

続いて、消防団費、1節報酬では、予算精査により3万5,000円の減額としたところであります。9節旅費では、災害出動手当として13万9,000円を追加するものですが、6月の火災出動を受け、災害出動手当を支出したことによって今後に備えて追加計上するところであります。27節公課費では、予算精査により2万6,000円を減額するというところであります。

続きまして、13款諸支出金、2項特別会計繰出金、1目特別会計繰出金では、既定額に6,944万1,000円を追加し、2億2,066万7,000円とするもので、国民健康保険事業特別会計には出産一時金3名分の83万3,000円を、下水道事業特別会計では任意繰上償還分として起債の任意繰上償還分として6,860万8,000円を追加計上するところであります。

4目地域活性化基金費では、新規に7,330万円を計上するもので、25節で過疎債ソフト事業分として地域活性化基金積立金として積み立てをするところであります。

7ページ、歳出合計、既定額に1億5,363万円を追加し、33億3,196万円とするものであります。

続いて、歳入についてご説明をいたします。10款地方交付税、1項地方交付税、1目普通交付税では、既定額に4,126万5,000円を追加し、18億6,185万7,000円とするもので、1節普通交付税での追加計上であります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金では、既定額に1,050万円を追加し、7,623万2,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金で中頓別弥生線道路改良工事補助金、基準額の70%分を追加計上したところであります。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金では、既定額より248万2,000円を減額し、9,226万円とするもので、4節林道開設事業補助金で事業確定に伴い250万7,000円の減額、8節及び18節においてそれぞれ利子補給事業補助金を計上。

19款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に894万円を追加し、1億996万6,

000円とするもので、1節前年度繰越金を充当するもので、今回で前年度繰越金はすべて充当済みとなったところであります。

20款諸収入、2項貸付金元利収入、3目医師養成費貸付金収入では、新たに400万円を計上したところであります。この医師養成費貸付金につきましては、当初予算では雑入において医師養成費償還金として平成23年度償還分240万円を計上していたところでありまして、22年度償還分160万円が未償還となったため今回新たに目を新設し、1節で現年度貸付収入分として240万、2節で過年度分貸付金収入として160万円をそれぞれ予算計上をしたところであります。これに伴って過年度分の収入を当初では見ていなかったわけですが、その分を今回計上することで総額400万円、今年度末までの償還分としては400万円ありますということを明確にさせていただいたところであります。

21款町債、1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に7,530万円を追加し、1億2,960万円とするもので、2目臨時財政対策債では既定額に1,850万7,000円を追加し、1億2,014万2,000円とするものです。内容につきましては、第4表、地方債補正で説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

6ページ、歳入合計、既定額に1億5,363万円を追加し、33億3,196万円とするもので、歳入歳出のバランスをとらせていただいたところでありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 補正予算説明資料というのが産業グループ、それからまちづくり推進課から出されていますので、これもまた説明していただきたいと思うのですけれども。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） それでは、まちづくり推進課のほうで提出させていただいた資料についてご説明をさせていただきます。

冒頭に書かれてある本予算補正に関する趣旨は、先ほど総務課長が述べたとおりであります。ご承知のとおり、この事業につきましては北海道の地域づくり総合交付金、その中でも10割補助である地域再生加速事業の補助を受けてとり行っている事業でありまして、ことしにつきましては9月の臨時議会で補正をいただいて、総額としては今1,100万の事業費となっているものであります。

補正のもととなりました鍾乳洞、新洞窟の整備に係る修繕、これにつきましては当初設計も含めて修繕、現場で確認しながら、新洞窟の環境の保全をしながら入り口付近の閉鎖と年に何回かあけて中が見られるような設備を整えたいということで、事業費としては374万の費用を見ていたところでありますけれども、これにつきましては先ほど言いま

したように実際に現場で確認してみると地盤の軟弱性とか表流水の問題だとかいろいろあると。ここは、鍾乳洞の文化財としての指定区域の外側なのでありますけれども、やはり鍾乳洞として一体的につながっているところもあって、指定区域にも影響が出ないというようなことなどをきちんと担保して行う必要があるということで、北海道の教育庁の文化・スポーツ課のほうとも協議を進めながらきたところではありますけれども、慎重に慎重を期して取り進めるべきという判断に立ちまして、今年度につきましてはこの新洞の入り口整備にかかわる部分をきちんと詳細設計を行うというようにさせていただいた上で、次年度以降に事業を先送りさせていただくというようにしております。残った予算ということで次年度以降計画している部分、パンフレット等の事業がありますけれども、こういったものを前倒しをさせていただくというようなことで補正をさせていただいたものであります。

○議長（村山義明君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） それでは、補正内容をご説明申し上げます。一般会計補正予算では14ページになります。

農業振興費、6款1項2目、詳細につきましては総務課長のほうから説明されておりますので、概要のみ説明させていただきます。農業経営基盤強化資金利子助成金につきましては、農業経営者1戸におきます牛舎の新築の資金でございます。この部分の利子助成を図るものでございます。利子助成金3万9,000円追加ということで、補助金は1万9,000円ということで2分の1となっております。地方債分600万円追加となっておりますが、これに関しましては中頓別町農業体験交流施設管理運営事業の指定管理分、この部分を過疎対策事業債のソフト分として新たに起債措置を行うものでございます。

6款1項3目畜産業費でございますが、大家畜特別支援資金利子補給補助金ということで、農業経営者2戸におきます資金の借りかえでございます。この分を1万円追加したものでございます。補助金につきましては3分の2ということで6,000円の計上をさせていただきました。地方債につきましては280万円追加でございます。これは、中頓別町酪農ヘルパー利用組合運営事業の負担分を過疎対策事業債のソフト分として新たに起債措置を行ったものでございます。

有害鳥獣対策費につきましては、6款1項4目でございますが、当初捕獲目標150頭ということで予算計上してございました。11月21日現在で143頭が捕獲されたということでございまして、ハンターさんの多大なるご協力により上方修正させていただくということで進めてございます。30頭ふえまして180頭ということで18万円の追加でございます。

それから、林道費、6款2項2目でございますが、これにつきましては森林管理道弥生線開設事業、当初3,500万円の事業費で整理させていただきましたが、国のほうの補助金のつきが悪いということで、最終的に3,000万ということで事業を執行させていただきました。その他の事業等につきましては請負残等の精査でございます。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 観光費について伺います。

課長の説明ではちょっと納得いかない部分があるので、もう一度確認します。これ9月12日の定例会で決まったのですね。それから事業執行のための時間がなかったというのが1つ大きな理由になっているのだけれども、これ事業量としてどういう工期を見て、この程度の事業、何カ月も見るわけではないでしょう。これ雪降るのに間に合わなかったという論理、成り立たないと思うのだけれども、そんなものを論理にしてはだめだ。もう少しきちっとできなかった理由をしないと、せっかく定例会で予算化しておいて、それなりに期待感も持たせながら、やれませんでしたはとんでもない話なのだよ、本来行政の執行態度としては。その辺はきちっとすべきことと、わからないのは事業費が374万、設計管理委託がさらにやりもしないのに150万もふやしてしまっ……140万ふやしたのか。そして530万円にしたと。これもわからないのだ。事業費よりも設計の委託料が高いなんていうことはあり得るのかね。この辺、ちょっと私としては理解に苦しむのだ。その辺もきちっと説明してほしいし、なぜこれ……10分の10が交付金だからという安易な考え方なのだと思うのだけれども、この分だけソフトの印刷料だとか、そういった設計料に回してしまっているような感じがしないわけではないのです。それは、誤解だと思うのだけれども、どうも実際に期待するのはどういうふうによくなるのという、そういう現場がどう変わったのかというところに期待しているのがそっちはやめて印刷物だとか、無駄にするものではないにしても、これ明許繰り越しか何かでできなかったのですか。せっかくの修繕だとかそういったものについて、どうもその辺説明不足のような気がするのだけれども、よろしく。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご指摘のとおりのところだというふうには思っております。本事業につきましては、9月の当初ではなくて臨時会のほうの補正だったのでありますけれども、当初の予定、見通しとしましてはそれから雪が降るまでの降雪期までに事業を何とかやりたいということであったわけでありまして。それ以前から十分な準備をしておけばよかったのかもしれませんが、当初本事業の見込みとしては予定、申請した1,000万まではちょっと難しいと、前年並みではないかということで、この事業ができるかどうかというところについては最終的な金額の提示をいただくまでわからなかったもので、それ以前の準備が十分にできなかったというところがあったという前段がありました。ただ、金額の見通しが立って以降この事業の着手に当たりまして北海道、先ほど申しあげました文化・スポーツ課、教育庁のほうです。それから、道立の地質研究所の田近先生なども何度も打ち合わせを行っていきながら、事業を何とかやれる方向で進めてきたということなのでありますけれども、やはり見通しが甘かったところもありますけれども、新洞という、鍾乳洞という大変デリケートなものを扱うと。発見当時から見ると既

に鍾乳洞の中も若干変色してしまっているといったような問題等もありまして、この入り口の付近整備ということについては相当慎重な対応が必要かなということで、最終的には設計をしっかり本年度やった上で、工事のほうそのものは来年度以降というようなことで進めざるを得なかったということでもあります。大変申しわけなかったというふうに思っておりますけれども、鍾乳洞という性質上、慎重に慎重を期してということになったということでぜひご理解を賜ればというふうに思います。

あと、委託料につきましては今回140万、それ以前の委託料につきましてはジオパーク構想の策定分ということでありまして、新洞に係る設計としての委託料分が今回新たに140万ぐらいということでもあります。新洞の修繕費、最終的な工事費につきましては200万前後を想定をしております、何とか2分の1の補助事業を活用していきたいというふうに考えております。本年度の予算につきましては、現段階で1,100万というふうに組んで、そのうち100万が自主財源でありますけれども、何とか総体的にこの100万円分を可能な限り残るような形で最終的に調整を図って、来年度の新洞整備に当たっての財源、自主財源分に充てられるような方向で最終的な調整をしていきたいということと考えているところであります。大変申しわけありませんでした。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 苦しい事情はわかるのだけれども、これもみすみす町費の損失だと思ったのはこの地域づくり総合交付金、来年度は使えないのでしょうか。結局別な資金で今聞くと200万の事業をやる。それに140万の設計委託料がかかる。どうも納得いかない金額が出てくるのですよね。これであれば、言うなれば全面的に町費100万程度で1,100万の事業ができたなら、結局はそれはそれで別に使えるわけですからいいけれども、この新洞の整備をやろうとすれば、さらに不利な融資を受けなければならないというような形になるように伺ってしまったのだけれども、そんな200万程度の工事に140万も設計費使うのですかね。要るのですかね。その辺よくわからないのだ。これ普通土木、建築では設計委託料は違うけれども、10%なんていう設計委託料は聞いたことはないよね。これは、とんでもない率になってしまうのだけれども、これそういった専門の課は産業建設課があるわけなのだけれども、当然協議してのことだとは思うのだけれども、どうももう少しこういった金額を出す以上は、もうちょっと説明を要するのではないかと思うのだけれども、よろしくをお願いします。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） まず、町費の自主財源部分に関するその部分が大きくなってしまわないかということでもありますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたように本年度の自主財源100万円を何とか次年度の工事費のほうの補助裏に充てられるように調整を図っていきながら、本事業にかかわる自主財源部分が過大、現計画よりもふえないというような形で調整を図っていきたいと思っております。逆に後年度に予定していた事業分を本年度に先出ししたということもあって、そういう面ではむしろ事

業費の一部をこの事業の中で消化もできるかなというような、財源的にはそんなような考え方であります。

あと、確かに整備事業が200万円ぐらいの見込みで立てて設計費が140万というのは、割合としては設計費が高過ぎる感じはないわけではありませんけれども、先ほど言いましたように新洞の入り口付近の地形の測量だとか、表流水の状況だとか、施工に伴っての工種を何パターンかいろいろ比較検討した上で最終的な工種を決定していかなければいけないとかというような事情もありまして、最終的な詳細設計に係る委託料として140万ぐらいにならざるを得ないといったところであります。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 今回の地域づくり総合交付金につきましては、ことし選挙があったということで内示が普通の年よりも2カ月ぐらいおくれたのです。普通であれば7月中に内示が来るのですけれども、ことしは9月の中過ぎに内示があったと。こういうようなこともあって、私どもも繰越明許ができないのかどうなのかということを経済振興局等に問い合わせをしましたけれども、道の単独補助ということで今まで繰越明許を認めていないと、こういうようなことがありました。そういうことで、私どもも12月の初めの北海道町村会の中でこの繰越明許よりもまず内示を早くしてもらおうと。そうしなければ、積雪寒冷地帯ではハード分の事業がどうしてもできなくなると。こういうような申し入れを北海道町村会から道のほうにすることになっておりまして、ぜひ来年度以降はこの内示の時期を早めていただくと。もしかそれができないのであれば、繰越明許も可能にさせていただけるような対策をぜひ北海道のほうに求めていくと、こういうような方針も北海道町村会で決めておりますので、今回は本当にせつかく交付されたものがその目的に100%活用できなかったという部分があります。そういう面では大変申しわけなく私ども思っておりますので、今回につきましてはこういう措置をさせていただいて効果的に活用させていただくと、こういうことでご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 今回の地域づくり総合交付金で、計画等もあってのことだとは思いますが、周知するということ、ジオパーク構想を周知するためのリーフレット等の印刷、これで80万。周知するということは、町民に周知するという目的なのだろうとは思いますが、きのうのやっぱり一般質問でもジオパーク認定にはこだわらないというお話があったわけで、だからこのジオパーク認定を目指すのか目指さないのかという話が出るので、ジオパーク構想を周知するためのリーフレットをつくって町民には配布するとするならば、やっぱり町民はジオパーク構想を目指しているのだということに私はなるのでないかなと思うので、こら辺の兼ね合いはどういうふうに考えていますか。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 今現在策定を進めているジオパーク構想というふうなうたっております。ただ、このジオパークという名称につきましては日本ジオパーク

委員会からジオパークとして認定を受けなければ、ジオパークというふうにな乗れないという制約がある商標というか、そういうものになっております。今本町が取りまとめているのは、きのうも一般質問でご答弁申し上げましたように必ずしもジオパークの人気ありきではないということでもあります。基本的には鍾乳洞を核とした新たなツーリズムの展開とか、それを核とした地域活性化ということを目指してございまして、従前から議論してきているように鍾乳洞にさらにたくさんの方々に来ていただいて、その中で鍾乳洞の魅力なんかをご案内させていただくような、そんなような取り組みを今後進めていきたいということでありまして、そういった基本的な考え方、構想のようなものをまとめていきたいということでもあります。だから、これでジオパーク認定を目指すとかというふうな前提に立っているということではありませんので、もちろんその方向が明確になればそういった方向性についての構想書ということにもなると思いますけれども、議会からも大変慎重なご意見をいただいておりますし、そういった結論については少なくとも今年度の事業の中では最終決定できるというふうには考えておりません。重ねて24年度の中で慎重に検討していくということになると思います。それで、説明が重複いたしますけれども、ここでは鍾乳洞を核とした新しい体験型のツーリズムの展開であるとか、鍾乳洞に限らない地域の地質資源にかかわる魅力、そういったものを紹介して、それらをこの地域の中でどういうふうに活用していくかといったようなことを取りまとめた構想書というような形で取りまとめたいというところでもあります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、このリーフレットをつくる際に当たって、どういう使い方をするかによるのですけれども、ジオパークという言葉在前面に出したリーフレットになるのか、それからジオツーリズムあるいは鍾乳洞の魅力、そういうものを表現したリーフレットになるのか、そこなのだと思うのだ。ジオパークに関しては、今の説明を聞いてそういうふうに進むことは理解できるのですけれども、リーフレットにジオパークという言葉がぼんと出てしまうと、やっぱりジオパークを少なくとも目指しているのだと町民はそう思う。我々もそれを見たらそう思う。だから、ジオツーリズムなり鍾乳洞の魅力をPRしているのだと思えるような中身というか表現の仕方でないともまた誤解を生むのかなと思うので、その言葉を使う使わぬは大きな問題ではないのですけれども、そういうジオパークという言葉在前面に出したリーフレットになるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きします。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 現段階ではそういうふうにはならない。今議員がおっしゃったことでいえば、後者のほうの内容としてつくっていくことになるというふうに想定しています。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 先ほどの件については、町長のご答弁をいただきましたので、

それでよくわかりました。ただ、1つ確認したいことがあります。当初9月の臨時議会でのせたこの関係経費で委託料の390万の中には、この新洞整備の設計委託は入っていませんでしたね。入っていないのに工事費だけを上げたということになるよね、結果論としては。それでいいのですね。わかりました。

それではなくて、別な質問をさせていただきます。実は、昨日の一般質問でも私エゾシカのこと質問させていただきましたので、ちょっとエゾシカに最近こだわっているのですが、30頭ほど多く目標を上げたということ自体私は当然だと思うし、いいと思うのです。そこで、いろんな関係者にお聞きしましたら、きのうちょっと申し上げましたけれども、言うなれば理想的な捕獲、駆除目標をどこに置くか。理想を言えば五、六百頭だろうという目標。ただ、現実にはそうはいかないだろうから150頭とかと言ってしまったのだけれども、来年どのぐらいの目標を立てる予定ですか。それだけ伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） 大変捕獲頭数の部分につきましては、議員がおっしゃるとおり400頭、500頭でも伸ばしていかないと減っていかないような状況になっていると思います。今のところ予算上の目標としましては150頭というふうにしてございますが、ことしも実施しましたように一斉駆除等あるいは狩猟者等の増を見込んで来年はやっぱり200頭規模程度、ことし200頭になるのではないかとこのように考えておりますので、200規模程度を目標としております。さらにその実績を持ちながら、また次年度以降、再来年、それ以降も上方修正できればというふうに考えている状況でございます。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 産業の林道費についてお尋ねをしますけれども、森林管理道路の弥生線の工事で472万という減額になっておりますけれども、ちょっと大きい金額で、この内容はどうなってこれだけの金が余ったのか説明をしていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） 先ほどちょっと予算説明のほうでも触れさせていただきましたけれども、事業費が当初の段階で3,500万ということで町のほうで要望しておりました。それが国のほうの補助金の関係で3,000万しか配当されなかったということで事業費的に500万程度下がっていると。その中で現在執行してきたということで、最終的に約500万円程度が残ったということでございます。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終わります。



これより議案第60号について、採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎議案第61号

○議長(村山義明君) 日程第3、議案第61号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第61号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長(石川 篤君) 議案第61号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,345万3,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。7ページをごらんください。2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金につきましては、既定額に126万円を追加するものでございます。内容につきましては、出産育児一時金を42万円の3名分を追加するものでございますが、当初2名分で84万円を計上いたしておりましたが、現在5名の方が年度内に出産予定であることから3名分を追加するものでございます。

続いて、5項葬祭諸費であります。1目葬祭費につきましては、既定額に3万円を追加するものでございます。内容につきましては、葬祭費として1万円の3名分を追加するものでございますが、当初10名分で10万円を計上いたしておりましたが、12月1日現

在で8名分の支出があったため、3名分を補正計上いたしまして5名分の余裕を持たせていただきたいということでございます。

5ページをお開きください。歳出合計、既定額に129万円を追加し、3億2,345万3,000円とするものでございます。

続いて、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをごらんください。2款国庫支出金、2項国庫補助金、2目出産育児一時金補助金につきましては、既定額に1万円を追加し、5万円とするものでございます。歳出でご説明を申し上げましたが、現在5名分ということなのですが、当初は国庫補助金が1人につき2万円ということでございましたが、平成23年に入りましてこの1人2万円が1万円に改正されたために今回の補正額につきましては1万円で合計で5万円で5名分ということでございます。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金につきましては、既定額に44万7,000円を追加するものでございます。内容につきましては、前年度繰越金を充当するものでございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額に83万3,000円を追加するものでございます。内容につきましては、歳出でご説明いたしました出産育児一時金の繰入金、ルール分で追加をするものでございます。

4ページをごらんください。歳入合計、既定額に129万円を追加し、3億2,345万3,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第61号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第62号

○議長（村山義明君） 日程第4、議案第62号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第62号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、柴田病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 議案第62号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをごらんいただきたいと思います。第1条、総則、平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、既定予定額の総額に変更はございません。

内容についてご説明いたします。9ページをごらんください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。1款病院事業費用、1項1目給与費の補正予定額で65万円の減額です。内容につきましては、現在まで医師1名確保に至っていないことで出張応援医師が増となっており、賃金で715万円を追加、給料で560万円、手当で220万円をそれぞれ減額し、賃金と経費に充てております。

次に、3目経費ですが、出張応援医師の増に伴い、旅費交通費で60万円、食料費で5万円をそれぞれ追加するものです。

補正予定金額についてはゼロ円で、既定予定額、合計5億243万5,000円に変更はございません。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第62号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第63号

○議長（村山義明君） 日程第5、議案第63号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第63号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきましては、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第63号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,860万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,011万6,000円とするものでございます。

事項別明細書、歳出についてご説明をいたします。7ページをお開きください。2款公債費、1項公債費、1目元金で既定額に5,913万3,000円を追加し、1億1,187万4,000円とするもので、補正の内訳につきましては23節償還金利子及び割引料で任意繰上償還元金5,913万3,000円を計上するものでございます。

2目利子で既定額に947万5,000円を追加し、3,180万3,000円とするもので、補正の内訳につきましては23節償還金利子及び割引料で任意繰上償還利子947万5,000円を計上するものでございます。

2款公債費につきましては、既定額に6,860万8,000円を追加し、1億4,367万7,000円とするものでございます。

5ページの下段、歳出合計、既定額1億150万8,000円に6,860万8,000円を追加し、1億7,011万6,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳入についてご説明をいたします。6ページでございます。2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金で既定額に6,860万8,000円を追加し、1億4,375万4,000円にするもので、補正の内訳につきましては先ほど歳出で説明しましたように任意繰上償還分に対する一般会計繰入金で6,860万8,000円を追加するものでございます。

4ページ下段、歳入合計、既定額1億150万8,000円に6,860万8,000円を追加し、1億7,011万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、現在償還しております下水道事業債のうち地方公共団体金融機構、旧公営企業金融公庫でございますけれども、そこから借り入れしている利率が3%以上の残債を任意繰上償還しようとするものでございます。具体的には、平成6年から平成8年に借り入れした5件の起債に対する繰上償還で、5件の借入金総額が9,890万円で平成24年3月の残債が元利で7,320万円ほど、今回繰上償還することによって償還額が6,860万6,000円ほどになり、利子差額459万4,000円が削減となるものでございます。また、今回の繰上償還によって来年度以降の公債費償還額が繰上償還前と比較して毎年648万円ほど減少し、その分一般会計繰入金も減少すること

になるということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第63号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第64号

○議長（村山義明君） 日程第6、議案第64号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第64号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第64号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。平成23年度中頓別町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,652万3,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。7ページをごらんください。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金につきましては、既定額に15万3,000円を追加するものでございます。内容といたしましては、前年度の保険料還付金でございまして、確定による還付でございます。還付される方は30名でございます。

5ページをごらんください。歳出合計、既定額に15万3,000円を追加し、2,652万3,000円とするものでございます。

続いて、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをごらんください。4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金は、既定額に15万3,000円を追加するものでございます。諸収入として広域連合から納入となるものでございます。

4ページをごらんください。歳入合計、既定額に15万3,000円を追加し、2,652万3,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） この補正予算については、30名分還付ということで特に何ということはないのですけれども、広域連合から諸収入として入ってくると。しかし、広域連合自体の会計の全体が、全体といいますか、中身が全く見えないわけです。そこで、広域連合のこの会計の全体を見通せるような資料を私たちにもぜひいただきたいと思うのですけれども、膨大な資料ではなくて、紙の枚数で言いましたら1枚程度、広域連合全体の会計がどうなっているのか、そういう資料をもらうことはできますか。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ご質問にありますように、当町の会計だけではわかりづらいところもあると思いますので、広域連合のわかりやすい資料、何枚もありましたらそれを簡潔にまとめて議会のほうにもわかりやすいような資料を提出いたしたいと考えております。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第64号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第8号

○議長（村山義明君） 日程第7、発議第8号 中頓別町総合計画の策定等に関する条例の制定の件を議題とします。

本件について発議者より提案理由の説明を求めます。

星川さん。

○5番（星川三喜男君） 発議第8号。

平成23年12月18日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、いきいきふるさと常任委員会委員長、星川三喜男。

中頓別町総合計画の策定等に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

まず、先に議案提出の理由についてご説明いたします。総合計画とは、一般的には自治体のすべての計画の基本となる計画のことで、自治体のすべての事務事業はこの総合計画に沿って行われることとなります。つまり国に例えれば国家戦略に当たるもので、自治体運営の羅針盤であることは疑う余地がないと考えます。

地方自治法の一部を改正する法律が4月28日に成立したことに伴い、地方分権改革推進計画に基づく地方公共団体の義務づけの撤廃の一環として基本構想の策定義務が8月1日から撤廃され、市町村は基本構想等を策定するか否かの段階から自主的に判断する必要が生じています。本町においては、中頓別町自治基本条例第18条において議会の議決を経て総合計画を定めるとされており、策定義務及び議決の必要性があることは明らかです。しかし、同条例は今般の地方自治法の改正前に制定されたものであり、総合計画の議決根拠は同法第96条第2項に基づく条例による議決事件の拡大に求められることを明記するとともに、総合計画の定義や構造、議決範囲及び議会への報告義務等を盛り込んだ総合計画の策定に関する条例が必要であるといきいきふるさと常任委員会では判断いたしました。

その理由として、第6期総合計画では、議決が必要な基本構想は表紙を含めわずか15ページで構成されております。その文言は非常に抽象的な表現で占められていました。よって、これが議決されても行政側において基本計画はいかようにも描くことができるものでした。町政運営の基幹計画である総合計画が漠然とした内容では、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点や争点を明らかにする責務を負う議会としてはその任を果たすことができず、存在意義自体が問われることとなります。来年4月からスタートする第7期総合計画は、昨年12月に総合開発委員会に対し町長から諮問されたものの第6期と同様の手法であり、このままでは立案時における議会とのかかわりは希薄なものとならざるを得ません。

これまで会議への上程前に議会がかかわると事前審査に当たるとされ、原案に対して町民の代弁者であるはずの議員、議会の意見が取り入れられる仕組みは存在しませんでした。今回提案の条例では、策定過程における議会への報告の義務づけ、進捗状況の報告、本年度から導入された行政評価システムに対応するための事務事業評価、議会からの意見の申し出などを可とすることにより町民意思の反映と透明性の高い行政執行の実現を図るものです。本条例案は、総合計画について自治基本条例の規定では不十分な部分を補うとともに、町民の視点に立ち、議会が総合計画の策定とその後の進行管理等に積極的にかかわる

ことで議決権の拡大を目指すものであります。

いきいきふるさと常任委員会では条例案の策定に当たり、町長を初め総合計画担当所管課から意見を拝聴し、しんしゃく、調整、ご理解の上、全員一致で提案するものであります。また、本条例案は将来制定されるであろう議会基本条例の一里塚としての意味合いを持つとともに、今後の時代変化、行政実態の変化に応じて各方面の意見を拝聴しながら至らない部分は柔軟に改正し育てていく条例にしたいと存じますので、各位のご賛同をお願い申し上げます。

各条文についての説明は別紙のとおりですので、割愛させていただきます。これより条例本文を読み上げて、提案にかえさせていただきます。

中頓別町総合計画の策定等に関する条例。

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定と地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決又は議会へ報告すべき事件等を定めることにより、総合計画への町民意思の反映及び公正で透明性の高い行政執行に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この条例において「総合計画」とは、総合的かつ計画的に町政を推進するとともに、豊かで住みよいまちづくりを実現するために策定する政策の最上位計画をいい、その策定に当たっては、町の目指す将来の姿を明らかにするとともに、地域資源を最大限活用したものでなければならない。

2 この条例において「実施計画」とは、前項に掲げる計画に基づき、町の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実施に関して定める計画をいう。

(議決すべき事件)

第3条 町長は、総合計画を策定し、主要事業（計画）の追加若しくは変更をし、又は計画期間中に廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(議会への報告)

第4条 町長は、総合計画を策定し、追加し、又は変更しようとするときは、その立案過程とともに、中頓別町自治基本条例（平成23年中頓別町条例第2号）第19条第2項の要件が満たされているか、議会に報告しなければならない。

2 町長は、毎年度、総合計画に係る実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告するとともに、町民に公表しなければならない。

3 町長は、実施計画を策定し、追加し、変更し、又は廃止したときは、これを議会に報告するとともに、町民に公表しなければならない。

(意見の申出)

第5条 議会は、次に掲げるときには、町長に対して意見を申し出ることができる。

(1) 社会経済情勢の変化その他特別の事情により、総合計画を追加し、変更し、又は廃止する必要があると認めるとき。



(2) 実施計画に定める事務事業を評価したとき。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、お願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより発議第8号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号 中頓別町総合計画の策定等に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第8号の文言整理について

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第8号 中頓別町総合計画の策定等に関する条例について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

◎発議第9号

○議長（村山義明君） 日程第8、発議第9号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 発議第9号。

平成23年12月18日。

中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、柳澤雅宏。賛成者、同じく、細谷久雄。

環太平洋経済連携協定に反対する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

環太平洋経済連携協定に反対する意見書（案）

このたび、政府は、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加を表明した。

畑作、酪農、畜産などの農林水産業を基幹産業とする本道において、TPPが締結されると、海外の安い農水産物が大量に流入し、農山漁村は崩壊するおそれが高い。

こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま、交渉参加に向けた関係国との協議の開始を総理大臣が表明したことは極めて遺憾である。

今、政府が行うべきことは、足腰の強い農林水産業を構築し、農山漁村を再生させることである。

よって、国においては、TPP協定が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて十分な情報提供とあわせて、国民的な議論を行うとともに、引き続き、道民・国民合意のないまま、関税撤廃を原則とするTPP協定には参加しないことを重ねて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成23年12月19日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。

以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第9号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書は原案のとおり可決されました。

◎同意第4号

○議長（村山義明君） 日程第9、同意第4号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第4号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める

ことについて。

下記の者を中頓別町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別153番地の3。氏名、尾本導弘。生年月日、昭和20年11月11日生まれの66歳であります。

現在の公平委員の藤井隆さんから、高齢により任期満了での時点で退職する旨申し出を受け、後任として尾本導弘さんを提案するものであります。尾本さんは、町の総務課主幹を初め各課課長補佐等を歴任し、退職時には産業建設課長などを経験し、労務管理、人事行政に精通しており、適任者と考えますので、ぜひ満場一致でのご同意をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

なお、藤井さんの任期は23年12月22日までであります。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第4号について採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

#### ◎閉会中の継続調査申出について

○議長（村山義明君） 日程第10、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申し出のとおり決定しました。

#### ◎閉会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

よって、会議規則第7条の規定によって、本日ただいまをもって閉会したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日ただいまをもって閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(村山義明君) これで本日の会議を閉じます。

平成23年第4回定例会を閉会します。

(午前11時49分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員